

# 富山県農林水産部所管建設工事に係る

## 「週休2日工事」試行要領

### 1 背景・目的

建設業界は、他の産業界と比較して週休2日を取得する環境や体制が整っておらず、若手技術者をはじめとする建設関係の担い手の確保と育成を進める上で、課題となっている。このことから、週休2日工事の拡大に向けて、本要領により試行する。

### 2 用語の定義

この要領で使用する用語は、農林水産部土木工事共通仕様書で定める用語のほか、下記による。

- (1)「完全週休2日（土日）」とは、対象期間のすべての土日において、閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
- (2)「週単位の週休2日」とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。
- (3)「月単位の週休2日」とは、対象期間において、すべての月で、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4)「完全週休2日（土日）」、「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」を総称して「週休2日」という。
- (5)「週単位の週休2日交代制」とは、対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。
- (6)「月単位の週休2日交代制」とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。
- (7)「工事着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- (8)「工事完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。（現場事務所等の撤去を含む現場作業の全てが完了した日をいい、工事完成までの清掃や資料整理等の期間は含まない。）
- (9)「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。
  - ①年未年始6日間
  - ②夏季休暇3日間
  - ③工場製作のみの期間
  - ④工事事務等による不稼働期間
  - ⑤天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
  - ⑥受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
  - ⑦工事の全面中止期間
  - ⑧その他、外的要因により現場が不稼働となる期間
- (10)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

を除き、現場事務所の事務作用を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

現場作業の有無については、受注者に限らず下請負業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等の現場で作業する全ての者を対象に判断しなければならない。

(11)「4週8休」とは、工事現場を閉所して対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、極端に偏った閉所日の設定にならないよう注意するものとする。

(12)「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいい、その算定方法は、下記とおりである。

現場閉所率の算定式
「現場閉所率(%)」＝「現場閉所日数」÷「対象期間の日数」×100
※1 「現場閉所率(%)」は、小数点以下第2位を切り捨てた値とする。 【計算例】 現場閉所日数 49 日 ÷ 対象期間の日数 168 日 × 100 ＝29.1666… ⇒ 現場閉所率 29.1%

### 3 試行対象工事

#### 3-1 農業農村整備事業

原則、全ての工事を発注者指定型の試行対象工事とし、週休2日工事を実施する。

#### 3-2 治山林道事業

原則、すべての工事を週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望型））とする。受注者が、工事前に完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議する方式。取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

※試行対象外工事の例：緊急の災害復旧工事を行う場合等、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

### 4 試行工事の実施

#### 4-1 農業農村整備事業

##### 【発注者指定型】

##### (1) 発注時

「発注者」は、費用の計上を行わない。ただし、実績状況の確認は行うこととする。

「発注者」は、試行対象工事を発注する場合は、特別仕様書に次の通り記載する。

##### 第〇〇条 週休2日工事（発注者指定型）

1 本工事は、週休2日工事であり、週休2日に取り組むこととする。

2 詳細は、「週休2日工事」試行要領によるものとし、富山県のホームページから入手できる。

##### (2) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書を作成し、監督員に求められた場合は提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を提出する。

「監督員」は、必要に応じて休日取得実績書の提出を求めるものとし、提出された休日取得実績書の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。

### (3) 工事成績評定

週休2日の達成状況に関わらず、加点、減点しない。

## 4-2 治山林道事業

### 【週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望型）】

#### (1) 発注時

「発注者」は、それぞれの経費に、以下の補正係数を乗じて工事費を算出する。

補正係数	治山林道事業	
	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.02	1.01
現場管理費（率分）	1.03	1.02
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

「発注者」は、試行対象工事を発注する場合は、特別仕様書に次の通り記載する。

#### 第〇〇条 週休2日制適用工事（受注者希望型）

- 1 本工事は、週休2日制適用工事であり、受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議することとする。  
なお、希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組みこととする。
- 2 詳細は、「週休2日工事」試行要領によるものとし、富山県のホームページから入手できる。

#### (2) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書を作成し、監督員に求められた場合は提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を提出する。

「監督員」は、必要に応じて休日取得実績書の提出を求めるものとし、提出された休日取得実績書の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。

#### (3) 積算方法および設計変更

「発注者」は、当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗ずるものとする。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成してものは、完全週休2日の補正係数に変更すること。ただし、月単位の週休2日（4週8休以上）を達成していないものは、補正係数を除した変更とする。

#### (4) 柔軟運用

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に発注者と協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定していれば完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

施工日が気象条件に左右される等、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による現場閉所が困難な場合においては、週単位の週休2日交代制及び月単位の週休2日交代制による取り組みも可能とする。この場合、受注者は、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書に記載し、提出する。

#### (5) 工事成績評定

週休2日の達成状況（完全週休2日（土日）、月単位）に関わらず、加点、減点しない。

### 5 留意事項

- (1) 「発注者」は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないこととする。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。
- (3) 監督員が、休日の取得状況に関する報告及び資料の提示を求めた場合には、「受注者」はこれに協力するものとする。
- (4) 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月15日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月15日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月15日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月15日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月15日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月15日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 15 日以降に決裁にした工事から適用する。

別表1

市場単価方式の補正係数

名称	区分	治山林道事業	
		完全週休2日(土日)	月単位
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

## 標準単価方式の補正係数

名称	区分	治山林道事業	
		完全週休2日(土日)	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02